

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会を実現するため、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者、性自認が出生時の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップにある2人であって、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

- (1) いずれか1人以上が市内に住所を有していること。
- (2) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと、かつ双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- (4) 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。
- (5) 民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。
- (6) 民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等を事前に市と調整のうえ、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することがで

きないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、これを代書させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類を宣誓書に添付して提出するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明できる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下様式第2号及び様式第3号を「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添付して交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの）を受領証等に記載する。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損、汚損その他の事情により当該受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に再交付を申請することができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、すでに交付した受領証等を当該申請書に添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付申請書が適正であることを確認したうえで、宣誓者に受領証等を再交付するものとする。

3 受領証等を紛失した者で、前項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に変更内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、宣誓者に変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は回収するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、宣誓者が前項に定める状態に該当すると認めるときは、宣誓を無効とし、前項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第10条 宣誓者は、第13条に規定する宣誓書の保存期間内において、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

(本人確認書類の提示)

第11条 第4条から前条までの手続きをしようとする者は、本人であることを確認できる書類（個人番号カード、運転免許証等）を提示しなければならない。

(本市施策の推進に当たっての配慮)

第12条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(宣誓書等の保存期間)

第13条 市長は、宣誓書及び変更届については、当該宣誓者のパートナーシップが継続している期間及び第9条の規定により受領証等が返還された日から5年間保存するものとする。

(委 任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

境港市長 様

私たちは、境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名※		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
連 絡 先		

※外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

代書者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

----- 以下 市確認欄 -----

要綱	確認事項（該当するものは□に✓をつけてください）
第3条第1号	<input type="checkbox"/> いずれか1人以上が市内に住所を有している
第3条第2号	<input type="checkbox"/> 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年である
第3条第3号	<input type="checkbox"/> 双方に配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）がないこと及び双方が現に宣誓をしようとする者以外の者と宣誓していない
第3条第4号	<input type="checkbox"/> 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。
第3条第5号	<input type="checkbox"/> 民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。
第3条第6号	<input type="checkbox"/> 民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

（表）



第 年 月 日
号

パートナーシップ宣誓書受領証

【本人】

【パートナー】

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日 _____

住 所 _____

宣誓年月日 _____ 年 月 日

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

境港市長

印

(裏)

【注意事項】

- 1 この受領証は、境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用してください。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。
 - (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。
 - (2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (5) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 受領証等を紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」をご提出ください。
- 4 宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）」の届出をしてください。

【受領証の提示を受けられた方へ】

境港市では、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会を実現するため、境港市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性自認や性的指向、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

- 1 パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係。

2 宣誓の要件

この受領証は、市長に対し、以下の要件に該当し、パートナーシップの宣誓を行った場合に交付されます。

- (1) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 配偶者（事実婚を含む。）がいないこと及び本宣誓者以外の者とパートナーシップ宣誓をしていないこと。
- (4) 民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。
- (5) 民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。
- (6) 民法第736条に規定する養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との関係にないこと。ただし、養子縁組する前の双方の関係が、民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にない場合は、この限りでない。

【特記事項】

- ・通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

	本人	パートナー
戸籍上の氏名※		

※外国人にあっては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。

		第 号	
		パートナーシップ宣誓書受領カード	
本人	氏名	パートナー	氏名
	住所		住所
	生年月日		生年月日
境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。			
宣誓年月日 年 月 日			
境港市長			印

境港市では、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会を実現するため、境港市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証等の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

・通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

	本人	パートナー
戸籍上の氏名※		

※外国人にあつては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。

緊急連絡先

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートル

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

境港市長 様

パートナーシップ宣誓書の内容に変更があったので、境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

宣誓者のうち窓口に来た者	
住 所	
氏 名	
連 絡 先	

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名※		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣 誓 日	年 月 日	
変 更 事 項 及 び 変 更 前 の 記 載 事 項	<input type="checkbox"/> 住所	
	<input type="checkbox"/> 氏名(戸籍上の氏名・通称名)	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

※外国人にあつては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

代書者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

【市記入欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ()
--------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------------

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

境港市長 様

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

宣誓者のうち窓口に来た者	
住 所	
氏 名	
連 絡 先	

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名 (自署)		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名※		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	
返 還 理 由	<input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 宣誓者の双方が市内に住所を有しない <input type="checkbox"/> 宣誓者の一方が死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※外国人にあつては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

代書者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

【市記入欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ()
交付済書類の回収	<input type="checkbox"/> 受領証 ()	<input type="checkbox"/> カード ()		

様式第7号（第10条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

年 月 日

境港市長 様

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

宣誓者のうち窓口に来た者	
住 所	
氏 名	
連 絡 先	

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名※		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣 誓 日	年 月 日	
証明書の 提出先	※該当する提出先に <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 境港市役所 <input type="checkbox"/> 勤 務 先 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()	

※外国人にあつては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

代書者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

【市記入欄】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ()
--------	----------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------------

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

宣 誓 者		
フリガナ		
氏 名		
(通称名の場合) 戸籍上の氏名※		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
宣 誓 日	年 月 日	
返 還 日	年 月 日	
返 還 理 由		

※外国人にあつては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載。

上記のとおり、境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容等について証明します。

年 月 日

境 港 市 長 印